氷川町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

平成29年12月1日

氷川町告示第112号

目次

　第1章　総則(第1条－第3条)

　第2章　介護予防訪問介護相当サービス

　　第1節　基本方針(第4条)

　　第2節　人員に関する基準(第5条－第7条)

　　第3節　設備に関する基準(第8条)

　　第4節　運営に関する基準(第9条－第39条)

　　第5節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第40条－第43条)

　第3章　介護予防通所介護相当サービス

　　第1節　基本方針(第44条)

　　第2節　人員に関する基準(第45－第46条)

　　第3節　設備に関する基準(第47条)

　　第4節　運営に関する基準(第48条－第57条)

　　第5節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第58条－第61条）

　附則

　　　第1章　総則

(趣旨)

第1条　この告示は、介護保険法施行規則(平成11年省令第36号。以下「施行規則」とい

　う。)第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」

　という。)第115条の45第1項第1号に規定する第一号訪問事業のうち訪問介護相当の

　サービス及び法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち通所介護

　相当のサービスに係る人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に

　関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示における用語の意義は、次に掲げるもののほか、法及び施行規則で使用す

　る用語の例による。

　(1)　介護予防訪問介護相当サービス　第一号訪問事業のうち、地域における医療介護の

　　総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)

　　第5条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)

　　第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「介護予防訪問介護」という。)に

　　相当するサービスをいう。

　(2)　介護予防通所介護相当サービス　第一号通所事業のうち、旧法第8条の2第7項に

　　規定する介護予防通所介護(以下「介護予防通所介護」という。)に相当するサービスを

　　いう。

　(3)　常勤換算方法　当該事業所の従事者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従

　　業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業

　　者の員数に換算する方法をいう。

　(4)　利用料　法第115条の45の3第1項に規定する第一号事業支給費の支給の対象と

　　なる費用に係る対価をいう。

　(5)　法定代理受領サービス　法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給

　　費が利用者に代わり指定介護予防訪問介護相当サービスの事業を行う者(以下「指定介

　　護予防訪問介護相当サービス事業者」という。)又は指定介護予防通所介護相当サービ

　　スの事業を行う者(以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。)に支払

　　われる場合の当該第一号事業支給費に係る指定介護予防訪問介護相当サービス又は指

　　定介護予防通所介護相当サービスをいう。

　(6)　地域包括支援センター等　地域包括支援センター及び地域包括支援センターからの

　　委託に基づいて予防ケアマネジメントを実施する居宅介護支援事業者をいう。

(事業の一般原則)

第3条　法第115条の45の3第1項の規定により町長から指定介護予防訪問介護相当サー

　ビスの事業に係る指定事業者の指定を受けようとする者及び同項の規定により町長から

　指定介護予防通所介護相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けようとする者

　は、法人(暴力団(氷川町暴力団排除条例(平成23年氷川町条例第9号)第2条第1号に規

　定する暴力団をいう。）及び暴力団等関係者（同条第2号に規定する暴力団等関係者をい

　う。)を役員とするものを除く。)でなければならない。

2　法第115条の45の3第1項の規定により指定介護予防訪問介護相当サービスの事業に

　係る指定事業者の指定を受けた者(以下「指定介護予防訪問介護相当サービス事業者」と

　いう。)及び同項の規定により指定介護予防通所介護相当サービスの事業に係る指定事業

　者の指定を受けた者(以下「指定介護予防通所介護相当サービス事業者」という。)(以下

　「指定事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立

　ったサービスの提供に努めなければならない。

3　指定事業者は、当該事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他

　の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と

　の連携に努めなければならない。

　　　第2章　介護予防訪問介護相当サービス

　　　　第1節　基本方針

第4条　指定事業介護予防訪問介護相当サービス事業者により行われる介護予防訪問介護

　相当サービス(以下「指定介護予防訪問介護相当サービス」という。)の事業は、その利用

　者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状

　態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事

　の介護その他日常生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の改善を図

　り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

　　　　第2節　人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定介

　護予防訪問介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、

　常勤換算方法で2.5以上とする。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業

　所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護相当サービス

　事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する

　基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1

　項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定介護予防訪問介護事業所

　(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規

　定による改正前の指定介護予防訪問サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介

　護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年

　厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。)第5条第1項

　に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、

　指定介護予防訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4

　条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定介護予防訪問介護(旧指

　定居宅サービス等基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事

　業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけ

　る指定介護予防訪問介護相当サービス、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。

　以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービ

　ス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数

　については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3　前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推

　定数による。

4　第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、

　専ら指定介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。

　ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、

　同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(氷川町指定地域密着型

　サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年氷川町条例第

　2号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第4条第1項に規定する指定

　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所

　(指定地域密着型サービス基準条例第45条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事

　業所をいう。)に従事することができる。

5　第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サー

　ビス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問

　サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合に

　あっては、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所に置くべくサービス提供責任者

　の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

6　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問

　介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業及び指

　定訪問介護の事業又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運

　営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで又

　は旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する

　基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなすことがで

　きる。

(管理者)

第7条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　ス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者をおかなければならない。ただし、

　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防

　訪問介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施

　設等の職務に従事することができる。

　　　　第3節　設備に関する基準

(設備及び備品等)

第8条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所には、指定介護予防訪問介護相当サー

　ビスの事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予

　防訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問

　介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業及び指

　定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営され

　ている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧指定介護予防サー

　ビス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準をもって、前項に規定する基準を

　満たしているものとみなすことができる。

　　　　第4節　運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定す

　る重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービス

　選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの

　提供開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があ

　った場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当

　該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組

　織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下

　この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合におい

　て、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

　(1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

　　ア　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者

　　　又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回路を通じて送信し、受

　　　信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

　　イ　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられた

　　　ファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者

　　　又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に

　　　備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける

　　　旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問介護相当サ

　　　ービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方

　　　法)

　(2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確

　　実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事

　　項を記録したものを交付する方法

3　前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力すること

　により文書を作成することができるものでなければならない。

4　第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者

　の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通

　信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重

　要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、そ

　の用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を

　得なければならない。

　(1)　第2項各号に掲げる方法のうち指定介護予防訪問介護相当サービス事業者が使用す

　　るもの

　(2)　ファイルへの記録の方式

6　前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該利用申

　込者又はその家族から文書又は電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったとき

　は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法

　によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による

　承諾をした場合は、この限りではない。

(提供拒否の禁止)

第10条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問

　介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービスの提供困難時の対応)

第11条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サ

　ービス事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護

　予防訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者

　に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護相当サービス

　事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要

　支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の被保険者証に介護認定審査会の意

　見が記載されているときは、介護認定審査会の意見に配慮して、指定介護予防訪問介護相

　当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の

　申請が既に行われているかどうかを確認し、要支援認定の申請等が行われていない場合は、

　当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要支援認定の申請等が行われるよう必要

　な援助を行わなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを

　含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援

　認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する

　30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者

　会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

　防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指

　定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。

　以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サー

　ビス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第15条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サー

　ビスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提

　供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用

　者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サー

　ビスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第一号事業支給費の支給を受けるための援助)

第16条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画又はケア

　マネジメントＡにより利用者ごとに作成される計画(以下「介護予防サービス計画等」と

　いう。)の作成を地域包括支援センター等に依頼する旨を町に届け出ること等により、第

　一号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センター等

　に関する情報を提供することその他の第一号事業支給費の支給を受けるために必要な援

　助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第17条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所は、介護予防サービス計画等が作成さ

　れている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護相当サービスを提供しなければ

　ならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第18条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者が介護予防サービス計画等

　の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要

　な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類

　を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべ

　き旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第20条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて法第115条

　の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第１号事業支給費の額その

　他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記した書面又はこれに準ずる書面に

　記載しなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスを提

　供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出

　があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供

　しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所は、法定代理受領サービスに該当する

　指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部とし

　て、当該指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第一号支給費基準額(法第115条の45

　の3第2項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した費用の額(当該額が現

　に当該指定介護予防訪問介護相当サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指

　定介護予防訪問介護相当サービスに要した費用の額)をいう。以下同じ。)から当該指定介

　護予防訪問介護相当サービス事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た

　額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

　介護予防訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額

　と、指定介護予防訪問介護相当サービスに係る第一号事業支給費用基準額との間に、不合

　理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者

　の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護相

　当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができ

　る。

4　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供

　に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に

　ついて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しな

　い指定介護予防訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定

　介護予防訪問介護相当サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載し

　たサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第23条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族

　である利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第24条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付して

　その旨を町に通知しなければならない。

　(1)　正当な理由なしに指定介護予防訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わな

　　いことにより要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になっ

　　たと認められるとき。

　(2)　偽りその他不正な行為によって第一号事業支給費の支給を受け、又は受けようとし

　　たとき。

(緊急時の対応)

第25条　訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護相当サービスの提供を行っていると

　きに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師へ連絡

　を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者およびサービス提供責任者の責務)

第26条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介

　護相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護相当

　サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものと

　する。

3　サービス提供責任者(第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節

　及び次節において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

　(1)　指定介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

　(2)　利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

　(3)　サービス担当者会議への出席等地域包括支援センター等との連携に関すること。

　(4)　訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具

　　体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達

　　すること。

　(5)　訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

　(6)　訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

　(7)　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

　(8)　その他指定介護予防訪問介護相当サービス内容の管理について必要な業務を実施す

　　ること。

(運営規定)

第27条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　ス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな

　ければならない。

　(1)　事業の目的及び運営の方針

　(2)　従業員の職種、員数及び職務の内容

　(3)　営業日及び営業時間

　(4)　指定介護予防訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

　(5)　通常の事業の実施地域

　(6)　緊急時等における対応方法

　(7)　その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第28条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　スの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家

　事(以下この条において「介護等」という。)を常に総合的に提供するものとし、介護等

　のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第29条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防

　訪問介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所ごと

　に、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業

　所ごとに、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定介

　護予防訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

3　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、そ

　の研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第30条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健

　康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業

　所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第31条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　ス事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護

　員等の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示し

　なければならない。

(秘密保持等)

第32条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その

　業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス

　事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家

　族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者

　の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該

　家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第33条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　ス事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはな

　らない。

(地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止)

第34条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センター等又はその

　従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償とし

　て、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第35条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相

　当サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情

　を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該

　苦情等の内容等を記録しなければならない。

3　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、提供した指定介護予防訪問介護相当サー

　ビスに関し、法第115条の45の7の規定により町が行う文書その他の物件の提供若しく

　は提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関し

　て町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該

　指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の

　改善の内容を町に報告しなければならない。

(地域との連携)

第36条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提

　供した指定介護予防訪問介護相当サービスに関する利用者からの苦情等に関して町が派

　遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなけ

　ればならない。

(事故発生時の対応)

第37条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問

　介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用

　者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなら

　ない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとっ

　た処置について記録しなければならない。

3　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相

　当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけ

　ればならない。

(会計の区分)

第38条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　ス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護相当サービスの事業の会

　計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第39条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関

　する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護相

　当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しな

　ければならない。

　(1)　第41条第2号に規定する介護予防サービス計画等

　(2)　第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

　(3)　第24条に規定する町への通知に係る記録

　(4)　第35条第2項に規定する苦情等の内容等の記録

　(5)　第37条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第40条　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービ

　ス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、次に

　掲げる事項を町長へ届け出なければならない。

　(1)　廃止し、又は休止しようとする年月

　(2)　廃止し、又は休止しようとする理由

　(3)　現に指定介護予防訪問介護相当サービスを受けている者に対する措置

　(4)　休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の

　届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に当該指定介護予防訪問介護相当サービ

　スを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の以後においても引き続き当該指定

　介護予防訪問介護相当サービスの提供を希望するものに対し、必要な指定介護予防訪問介

　護相当サービスが提供されるよう、地域包括支援センター、他の指定介護予防訪問介護相

　当サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならな

　い。

　　　　第5節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第41条　指定介護予防訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目

　標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、その提供する指定介護予防訪問介護相当

　サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提

　供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことが

　できるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して、指定介護予防訪問

　介護相当サービスの提供に努めなければならない。

4　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用す

　ることができるような方法による指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に努めなけ

　ればならない。

5　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、指定介護予防訪問介護相当サービスの提

　供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、

　利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第42条　訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護相当サービスの方針は、第5条に規定

　する基本方針又は前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものと

　する。

　(1)　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供にあたっては、主治の医師又は歯科医師

　　からの情報伝達、サービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の

　　状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものと

　　する。

　(2)　サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏

　　まえて、指定介護予防訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的

　　なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下この条において「個

　　別サービス計画」という。)を作成するものとする。

　(3)　個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該介

　　護予防サービス計画等の内容に沿って作成しなければならない。

　(4)　サービス提供責任者は、個別サービス計画の作成に当たっては、その内容について利

　　用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

　(5)　サービス提供責任者は、個別サービス計画を作成した際には、当該個別サービス計画

　　を利用者に交付しなければならない。

　(6)　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づ

　　き、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

　(7)　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨

　　とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう

　　に説明を行うものとする。

　(8)　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、

　　適切な介護の技術をもってサービスの提供を行うものとする。

　(9)　サービス提供責任者は、個別サービス計画に基づく指定介護予防訪問介護相当サー

　　ビスの提供開始時から、少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る利用

　　者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に

　　係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、

　　当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なく

　　とも1回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリ

　　ング」という。)を行うものとする。

　(10)　サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの

　　提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告しなけ

　　ればならない。

　(11)　サービスの提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて個別サービ

　　ス計画の変更を行うものとする。

　(12)　第1号から第10号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更につい

　　て準用する。

(指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第43条　指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大

　限高める観点から、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

　(1)　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支

　　援又はケアマネジメントにおけるアセスメント(指定介護予防支援等基準第30条第7

　　号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。)において把握された課題、指定介護予

　　防訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況を踏まえつつ、効率的

　　かつ柔軟なサービス提供に努めること。

　(2)　指定介護予防訪問介護相当サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能

　　な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住

　　民による自主的な取組等による支援、その他の福祉サービスの利用の可能性についても

　　考慮しなければならないこと。

　　　第2章　介護予防通所介護相当サービス

　　　　第1節　基本方針

第44条　指定事業介護予防通所介護相当サービス事業者により行われる介護予防通所介護

　相当サービス(以下「指定介護予防通所介護相当サービス」という。)の事業は、その利用

　者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生

　活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって

　利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

　　　　第2節　人員に関する基準

(従業者の員数)

第45条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定

　介護予防通所介護相当サービス事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「指定介

　護予防通所介護相当サービス従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げるとおりとす

　る。

　(1)　生活相談員　指定介護予防通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定介護予防通

　　所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定介護予防通所介

　　護相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務数している時間数の合計を当該指定

　　介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以

　　上確保されるために必要と認められる数

　(2)　看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)　指定介護予防通所介護相当サー

　　ビスの単位ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たる看護職

　　員が1以上確保されるために必要と認められる数

　(3)　介護職員　指定介護予防通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定介護予防通

　　所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定介護予防通所介護

　　相当サービスの提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定介

　　護予防通所介護相当サービスを提供している時間数(次項において「提供単位時間数」

　　という。）で除して得た数が利用者(当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指

　　定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事

　　業者をいう。)、地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第59条

　　の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)又は指定介護予防通所

　　介護事業者(旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通

　　所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定を併せて受け、

　　かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護(指定居宅サービス等

　　基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護(指

　　定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をい

　　う。)又は指定介護予防通所介護（旧指定介護予防等基準第96条に規定する指定介護予

　　防通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業とが同一の事業所におい

　　て一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所介護

　　相当サービス及び指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数

　　が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15

　　人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と

　　認められる数

　(4)　機能訓練指導員　1以上

2　当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の利用定員(当該指定介護予防通所介護

　相当サービス事業所において同時に指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受ける

　ことができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。)が10人以下である場合であっては、

　前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護相当サ

　ービスの単位ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービスを提供している時間帯に看

　護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定介護予防通所介護相当サービス提供に当たる

　者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確

　保されるために必要と認められる数とすることができる。

3　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの単

　位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職

　員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定介護予防通

　所介護相当サービスに従事させなければならない。

4　第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、

　他の指定介護予防通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができる。

5　前各項の指定介護予防通所介護相当サービスの単位は、指定介護予防通所介護相当サー

　ビスであって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものを

　いう。

6　第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するた

　めの訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所の他

　の職務に従事することができる。

7　第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

8　指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受

　け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業とが同一の

　事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93

　条第1項から第6項まで、指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第7

　項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第6項までに規定する人員

　に関する基準を満たすことをもって、前各号に規定する基準を満たしているものとみなす

　ことができる。

(管理者)

第46条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービ

　ス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、

　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防

　通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施

　設等の職務に従事することができるものとする。

　　　　第3節　設備に関する基準

(設備及び備品等)

第47条　指定介護予防通所介護相当サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談

　室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介

　護予防通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければな

　らない。

2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

　(1)　食堂及び機能訓練室　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものと

　　し、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

　　ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を

　　行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とする

　　ことができる。

　(2)　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているこ

　　と。

3　第1項に規定する設備は、専ら当該指定介護予防通所介護相当サービスの事業の用に供

　するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護相当サービ

　スの提供に支障がない場合は、この限りではない。

4　前項ただし書きの場合(指定介護予防通所介護相当サービス事業者が第1項に規定する

　設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護相当サービス以外のサービスを提供

　する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に町長に届

　け出るものとする。

5　指定介護予防通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受

　け、かつ、指定介護予防通所介護相当サービスの事業と指定通所介護等の事業の事業とが

　同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準

　第95条第１項から第３項まで、指定地域密着型サービス基準条例第59条の26第1項か

　ら第3項まで又は旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項までに規定す

　る設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満

　たしているものとみなすことができる。

　　　　第4節　運営に関する基準

(利用料の受領)

第48条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する

　指定介護予防通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部とし

　て、当該指定介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業支給費基準額から当該指定

　介護予防通所介護相当サービス事業者に支払われる第一号事業支給費の額を控除して得

　た額の支払を受けるものとする。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定

　介護予防通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額

　と、指定介護予防通所介護相当サービスに係る第一号事業支給費基準額との間に、不合理

　な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲

　げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

　(1)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行

　　う送迎に要する費用

　(2)　食事の提供に要する費用

　(3)　おむつ代

　(4)　前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護相当サービスの提供において提

　　供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そ

　　の利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用

　料等に関する指針(平成17年厚生労働省告示第419号)に定めるところによる。

5　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサー

　ビスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容

　及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第49条　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所介護相

　当サービス事業所の従業者の管理及び指定介護予防通所介護相当サービスの利用申込み

　に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、指定介護予防通所介護相当サー

　ビス従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規定)

第50条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービ

　ス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかな

　ければならない。

　(1)　事業の目的及び運営の方針

　(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

　(3)　営業日及び営業時間

　(4)　指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員

　(5)　指定介護予防通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額

　(6)　通常の事業の実施地域

　(7)　サービスの利用に当たっての留意事項

　(8)　緊急時における対応方法

　(9)　非常災害対策

　(10)　その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第51条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防

　通所介護相当サービスを提供できるよう、指定介護予防通所介護相当サービス事業所ごと

　に従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス事業

　所ごとに、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業者所の従業者によって指定介護予

　防通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を

　及ぼさない業務については、この限りではない。

3　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービス従業

　者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第52条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通

　所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情

　がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第53条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、非常災害に関する具体的な計画を

　立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に

　通知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第54条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その

　他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講

　じなければならない。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、当該指定介護予防通所介護相当サービス

　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めな

　ければならない。

(事故発生時の対応)

第55条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所

　介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用

　者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなら

　ない。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採っ

　た処置について記録しなければならない。

3　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相

　当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなけ

　ればならない。

4　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、第48条第4項に規定する指定介護予防

　通所介護相当サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び

　第2項の規程に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第56条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関

　する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護相

　当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しな

 ければならない。

　(1)　第58条第2号に規定する個別サービス計画

　(2)　次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容

　　等の記録

　(3)　次条において準用する第24条の規定による町への通知にかかる記録

　(4)　次条において準用する第35条第2項の規定による苦情の内容等の記録

　(5)　前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第57条　第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から

　第36条まで及び第38条の規定は、指定介護予防通所介護相当サービスの事業について

　準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第50条」と、

　「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第25条

　中「訪問介護員等」とあるのは、「指定介護予防通所介護相当サービス従業者」と、第31

　条中「第27条」とあるのは「第50条」と、「訪問介護員等」とあるのは「指定介護予防

　通所介護相当サービス従業者」と読み替えるものとする。

　　　　第5節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針)

第58条　指定介護予防通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するように、その

　目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、自らその提供する指定介護予防通所介護

　相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、

　常にその改善を図らなければならない。

3　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提

　供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特

　定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じ

　て、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよ

　う支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらな

　ければならない。

4　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用す

　ることができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、指定介護予防通所介護相当サービスの提

　供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることをその他の様々な方法によ

　り、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第59条　指定介護予防通所介護相当サービスの方針は、第44条に規定する基本方針及び

　前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

　(1)　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師

　　からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の

　　状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものと

　　する。

　(2)　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日

　　常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防通所介護相当サービスの目標、当

　　該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載

　　した計画(以下この条において「個別サービス計画」という。)を作成するものとする。

　(3)　個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計

　　画の内容に沿って作成しなければならない。

　(4)　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、個別サービス計画の作成に

　　当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得

　　なければならない。

　(5)　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、個別サービス計画を作成し

　　た際には、当該個別サービス計画を利用者に交付しなければならない。

　(6)　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、個別サービス計画に基づ

　　き、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

　(7)　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨

　　とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう

　　に説明を行うものとする。

　(8)　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、

　　適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

　(9)　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、個別サービス計画に基づく

　　サービスの提供の開始時から少なくとも1月に1回は、当該個別サービス計画に係る

　　利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提

　　供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括支援センター等に報告するとと

　　もに、当該個別サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、

　　少なくとも１回は、当該個別サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モ

　　ニタリング」という。)を行うものとする。

　(10)　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録

　　し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した地域包括

　　支援センター等に報告しなければならない。

　(11)　指定介護予防通所介護相当サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏ま

　　え、必要に応じて個別サービス計画の変更を行うものとする。

　(12)　第1号から第10号までの規定は、前号に規定する個別サービス計画の変更につい

　　て準用する。

(指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点)

第60条　指定介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大

　限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

　(1)　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支

　　援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防通所介護相当サービス

　　の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提

　　供に努めること。

　(2)　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、運動機能向上サービス、栄養改善サー

　　ビス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献討において有効

　　性が確認されている等の適切なものとすること。

　(3)　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚

　　弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサー

　　ビスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を

　　通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制の確保)

第61条　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているとき

　に利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所

　内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急

　時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止

　するための環境整備に努めなければならない。

3　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や

　血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス

　内容とするよう努めなければならない。

4　指定介護予防通所介護相当サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおい

　ても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合

　には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

　　　附　則

　この告示は、公布の日から施行する。